



第3部 障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の考え方

1 障害者総合支援法への改正

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実、障害福祉サービスの見直し（同行援護*、児童デイサービス*等）等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として施行されました。

この法律による主な改正点は、次のとおりです。

① 障害者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病患者等が加わりました。

② 障害支援区分への改正

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。（平成26年度施行）

③ 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象として、重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的障害のある人および精神障害のある人が加わりました。（平成26年度施行）

④ 共同生活介護の共同生活援助への一元化

利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供ができるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。（平成26年度施行）

⑤ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象に、生活保護法の救護施設・更生施設、刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律の刑事施設、少年院法の少年院、更生保護事業法の更生保護施設等に収容されている障害のある人が加わりました。（平成26年度施行）

⑥ 地域生活支援事業*への追加

地域生活支援事業に、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業等が追加されました。

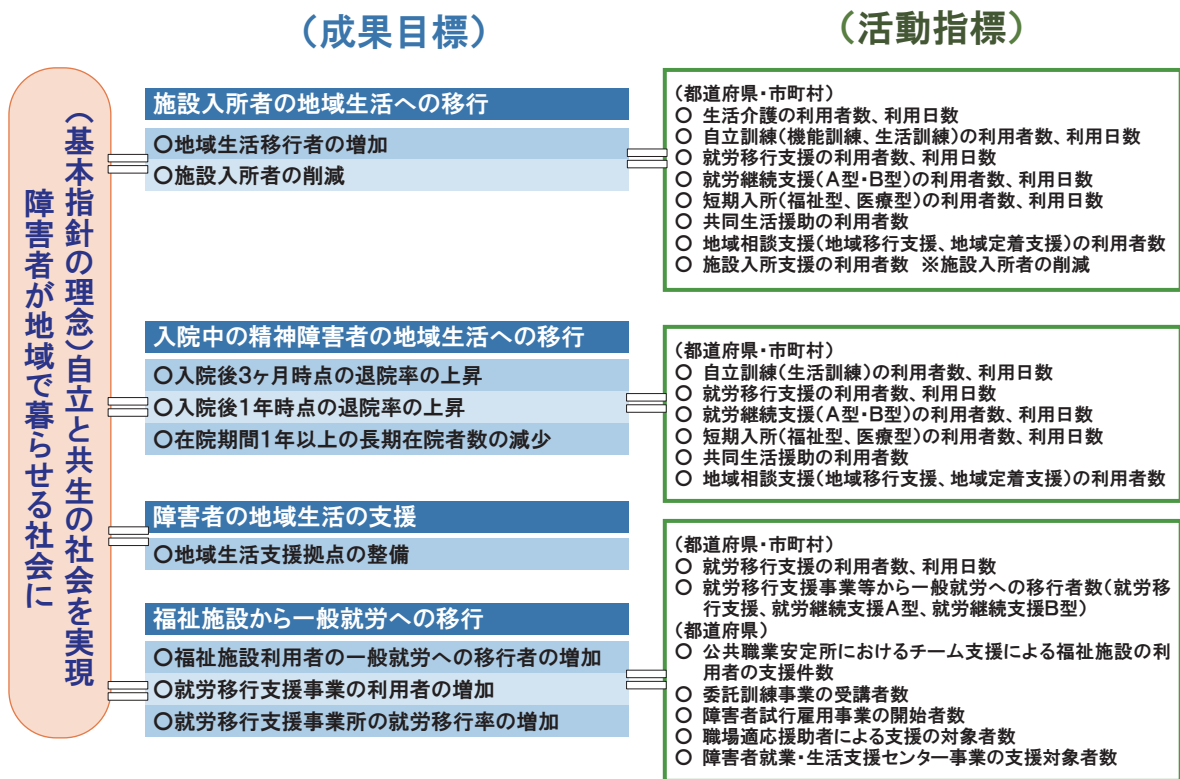
2 基本指針

(1) 基本指針の見直し

これらの制度改正等を踏まえ、国において第4期障害福祉計画の策定にかかる基本指針の見直しが行われました。見直しのポイントは次のとおりです。

- ① 計画の作成プロセス等に関する事項
 - PDCA サイクルの導入（新規）
- ② 成果目標に関する事項
 - 福祉施設から地域生活への移行促進
 - 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - 地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）
- ③ その他
 - 障害児支援体制の整備（新規）
 - 計画相談の充実、障害者等の虐待防止のための体制整備

図3.1.1 成果目標と活動指標の関係



(2) 基本指針に基づく障害福祉サービス等の整備の方向

① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法においては、障害者等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

本市では、インクルージョンの理念のもと、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

② 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障害のある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、グループホーム、地域移行支援等の充実等、サービス提供体制の整備を推進します。さらに、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス*の提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の場の提供、緊急時のショートステイの受入、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能等が求められており、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化していきます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。さらに、福祉施設から一般就労への移行のみならず、特別支援学校卒業生や離職者に対する就職の支援、障害のある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取り組みを、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

同時に、障害のある人の多様なニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

④ 相談支援体制の充実

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう、引き続き体制の確保に努めます。また、基幹相談支援センターを核とした相談のネットワークの構築を図ります。

⑤ 障害児支援の提供体制の確保

これまで、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援についてはわずかな記載となっていましたが、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めます。

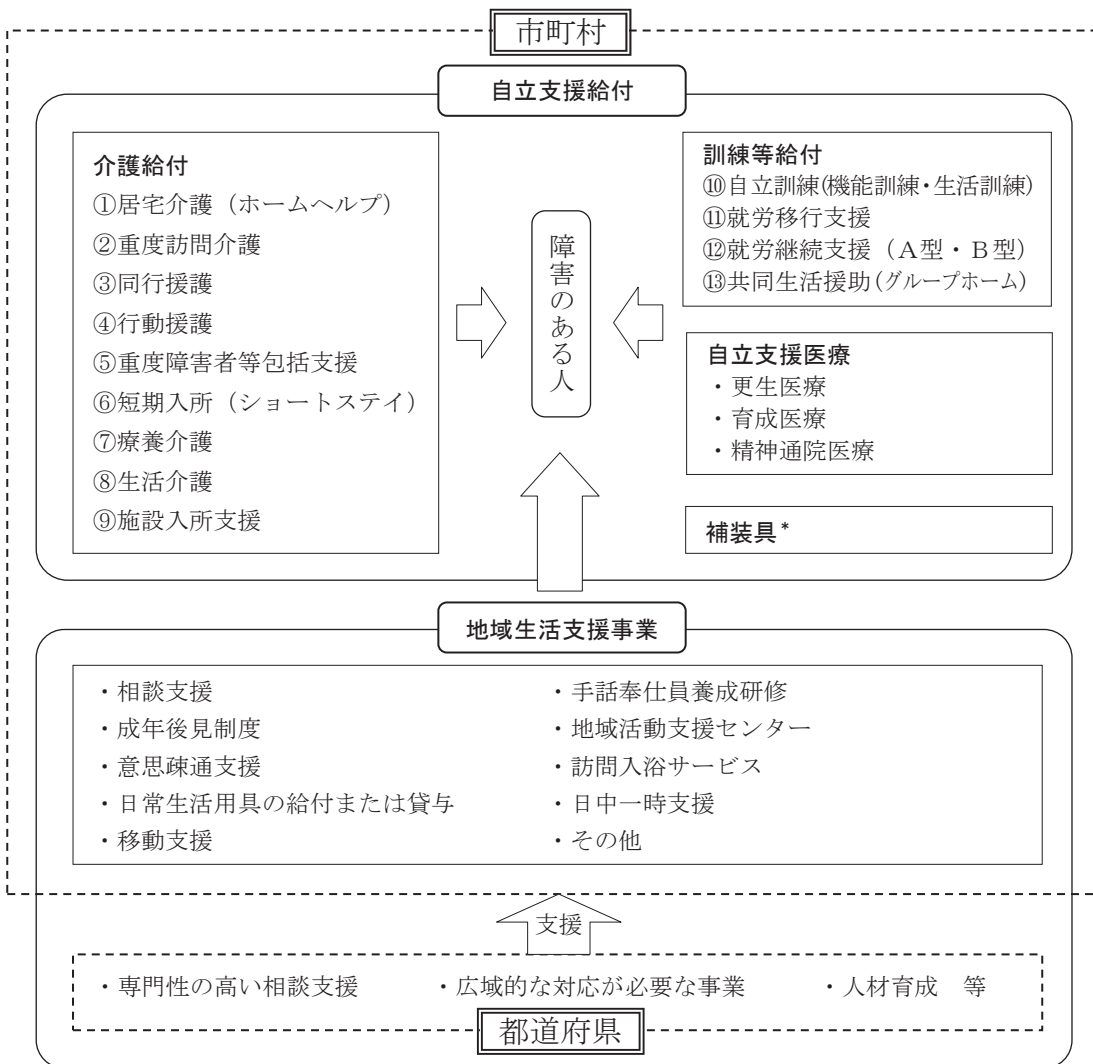
居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援（障害児通所支援*および障害児入所支援）等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童および保護者双方に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。



3 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、障害のある人の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付には「介護給付」（①～⑨）と「訓練等給付」（⑩～⑬）があります。

図 3.1.2 障害者総合支援法のサービス体系



第2章 サービス利用者等

1 自立支援サービス利用者

(1) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」。）は、区分1～6となっています。平成26年10月現在の認定者は555人です。この合計数は、3つの障害者手帳所持者の合計の8.1%にすぎません。比較的高いのは知的障害者で30%を超えています（図表3.2.1）。

障害福祉サービスのうち、図表3.2.2のサービスの利用には障害支援区分認定審査会により、障害支援区分の認定を受ける必要があります。訓練等給付等、図表3.2.2に該当しないサービスであっても、市の調査員による面接調査を行います。

図表3.2.1 障害支援区分認定の状況

（単位：人）

区分	支援の必要度						合計	障害者手帳所持者数
	低い ← 区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	高い → 区分6		
身体	1	21	22	16	19	77	156	4,875
知的	9	45	89	93	68	42	346	1,125
精神	5	24	17	4	1	0	51	880
難病	0	1	1	0	0	0	2	—
合計	15	91	129	113	88	119	555	6,880

（注）平成26年10月1日現在

図表3.2.2 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上 （通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）	生活介護	区分3以上 （50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上 （他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上 （他に該当条件あり）
同行援護	区分2以上 （他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
行動援護	区分3以上 （他に調査項目あり）	施設入所支援	区分4以上 （50歳以上は区分3以上）
重度障害者等包括支援	区分6 （他に該当条件あり）		

(2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。障害福祉サービス支給決定者数は年々増加を続け、平成25年度には1,000人を超えています。

図表3.2.3 障害福祉サービス支給決定者数の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 数 (人)	843	945	1,072	1,127

(注) 各年度の10月現在

(3) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業*、日中一時支援事業*、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス*事業を利用するためには、サービスの支給決定を受けなければなりません。地域生活支援事業支給決定者数は、障害福祉サービス支給決定者の50～60%程度となっています。

図表3.2.4 地域生活支援事業利用決定者数の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 数 (人)	540	569	603	626

(注) 各年度の10月現在

2 特別支援学校高等部在籍生徒数

特別支援学校高等部へ通っている生徒は86人です。この計画の期間内に卒業が見込まれ、障害福祉サービスを利用する人もいると考えられます。

図表3.2.5 特別支援学校高等部在籍生徒数 (単位：人)

区 分	1 年	2 年	3 年	計
岡崎聾学校	0	1	2	3
岡崎盲学校	1	0	1	2
安城特別支援学校	22	24	16	62
愛知教育大学附属特別支援学校	2	2	0	4
岡崎特別支援学校	2	2	6	10
その他	1	2	2	5
合 計	28	31	27	86

(注) 平成26年5月1日現在

第3章 基本指針に基づく目標値

1 目標設定

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき平成29年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本とします。

(注) 1 第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」といいます。）で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。
2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末の6割以上増加することを目指します。
- ③ 就労移行支援全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成することを目指します。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

2 第3期計画の目標値と実績（見込み）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する第3期計画の目標値は、次のとおりです。

- ① 平成26年度末までに、平成17年度末の施設入所者数99人のうち、18人が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成26年度末時点の施設入所者数は、新たな施設入所者を8人と想定し、平成17年度末施設入所者99人から10人減少した89人とします。

福祉施設の入所者の地域生活への移行者数は、目標の18人に対し13人となっています。

施設入所者数の削減見込みは、この9年間に入所施設を退所した人が27人いましたが、新規入所した人が23人いたため、目標値10人に対して実績が4人と目標値を下回りました。

図表3.3.1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値と実績（見込み）

区 分		目 標 値	考 え 方
平成17年度末の施設入所者数（人）		99	平成17年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数（人）	目 標 値	18	平成17年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数
	実績（見込み）	13	
削減見込（人）	目 標 値	10	平成26年度末段階での削減見込数
	実績（見込み）	4	

図表3.3.2 福祉施設入所者の地域生活への移行数等の推移

区 分	平成17年度	平成18～23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所者数（人）	99	—	97	96	95
地域生活移行者数（人）	—	11	0	1	1

(2) 就労支援事業の数値目標

① 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度に福祉施設から一般就労へ移行する人については、5人を目標としましたが、実績（見込み）は13人です。この9年間に70人が福祉施設から一般就労へ移行する見込みであり、1年平均で8人が移行することになります。

図表 3.3.3 福祉施設から一般就労への移行目標値と実績（見込み）

区 分		目 標 値	考 え 方
平成17年度の年間一般就労移行者数（人）		3	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数（人）	目 標 値	5	平成26年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	13	

図表 3.3.4 福祉施設から一般就労への移行数の推移

区 分	平成18～23年度 （年間平均）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般就労移行者数（人）	5.5	12	15	13

② 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用者数は目標数値を上回っていますが、就労移行支援事業の利用者数は目標数値を下回る見込みです。

図表 3.3.5 就労移行支援事業の目標利用者数と実績（見込み）

区 分		目 標 値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設利用見込者数（人）	目 数 値	504	平成26年度末における福祉施設の利用見込者数
	実績（見込み）	604	
目標年度の就労移行支援事業の利用者数（人）	目 標 値	34	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実績（見込み）	32	

図表 3.3.6 就労移行支援事業の利用者数の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉施設利用者数（人）	511	570	604
就労移行支援事業の利用者数（人）	53	33	32

③ 就労継続支援事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援利用見込者を150人、そのうち就労継続支援A型事業を50人（33.3%）、就労継続支援B型事業を100人（66.6%）が利用することを目標としていましたが、実績は就労継続支援利用者が275人、そのうち就労継続支援A型事業を120人（43.6%）、就労継続支援B型事業を155人（56.4%）が利用する見込みです。この要因としては、就労継続支援事業、特にA型の事業者が大幅に増加したことがあげられます。

図表 3. 3. 7 就労継続支援事業の利用者の割合と実績（見込み）

区 分	目 標 値	実 績（見込み）	考 え 方
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用見込者数（人）…A	50	120	平成26年度末において就労継続支援A型事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用見込（人）	100	155	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する人数
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用見込者数（人）…B	150	275	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人数
目標年度の就労継続支援A型事業の利用者の割合…（A／B）	33.3%	43.6%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援A型事業を利用する人の割合

図表 3. 3. 8 就労継続支援事業の利用者数の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援A型事業の利用者数（人）	76	95	120
就労継続支援B型事業の利用者数（人）	89	120	155
合 計（人）	165	215	275

3 第4期計画の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数96人のうち、12人（12.5%）が地域生活へ移行するものとします。
- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者96人から、4人（4.2%）が減少した92人とします。

図表 3. 3. 9 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成25年度末の施設入所者数（人）	96	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数（人）	12（12.5%）	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込（人）	4（4.2%）	平成29年度末段階での削減見込数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに、西三河南部西圏域内に地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、24人を目標とします。就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表 3. 3. 10 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	目標数値	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数（人）	12	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数（人）	24 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を53人とすることを目標とします。

図表3.3.11 就労移行支援事業の目標利用者数

項 目	目標数値	考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数(人)	33	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数(人)	53 (1.6倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成することを目指します。

第4章 障害福祉サービスの見込みと確保策

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

(1) 居宅介護

障害のある人に居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事および相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等必要な援助を行うサービスです。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護等必要な援助を行うサービスです。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺および寝たきりの状態並びに知的障害または精神障害により行動に著しい困難があるものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

◆現状と課題

平成25年度の実績は、いずれのサービスも、利用者数、利用延時間数ともに計画を上回っており、市内事業所を中心にサービスが提供されています。

市内の事業所数は居宅介護が11事業所、重度訪問介護が10事業所、同行援護が5事業所、行動援護が3事業所です。重度障害者等包括支援事業所はありません。

アンケート結果によると、訪問系サービスの利用については、知的障害のある人の居宅介護と行動援護、精神障害のある人の行動援護の利用意向が高くなっていることから、今後もサービス利用の増加に応じた供給量の確保と質の維持を図る必要があります。

図表3.4.1 訪問系サービスの第3期計画と実績

区 分			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)			125	132	130	146	140	152
利用延時間数(時間/月)			2,290	2,335	2,350	2,710	2,470	3,115
内	居宅介護	利用者数(人/月)	108	113	113	123	117	125
		利用延時間数(時間/月)	1,763	1,799	1,823	2,053	1,888	2,353
	重度訪問介護	利用者数(人/月)	4	4	4	4	4	4
		利用延時間数(時間/月)	377	384	377	435	377	490
訳	同行援護	利用者数(人/月)	7	9	7	10	13	11
		利用延時間数(時間/月)	75	85	75	116	130	118
	行動援護	利用者数(人/月)	6	6	6	9	6	12
		利用延時間数(時間/月)	75	67	75	106	75	154

◆サービスの見込量

訪問系サービスの見込量は、第3期計画期間の実績をもとに算定しました。重度訪問介護については、サービス利用対象者が拡大されたことを勘案して算定しました。



図表3.4.2 訪問系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
利用者数(人/月)		163	174	184	
利用延時間数(時間/月)		3,443	3,742	4,022	
内	居宅介護	利用者数(人/月)	133	141	148
		利用延時間数(時間/月)	2,527	2,679	2,812
内	重度訪問介護	利用者数(人/月)	5	6	7
		利用延時間数(時間/月)	615	738	861
内	同行援護	利用者数(人/月)	12	13	14
		利用延時間数(時間/月)	132	143	154
内	行動援護	利用者数(人/月)	13	14	15
		利用延時間数(時間/月)	169	182	195

◆見込量の確保策

今後、全てのサービスについて利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充および質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、従業者は資格が必要であるため、資格取得のための従業者養成研修等への参加および専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

◆現状と課題

平成25年度の利用者数は312人/月となっており、計画をやや上回っています。市内事業所は11事業所で、定員は321人です。

アンケート結果によると、生活介護は日中活動系サービスの中では比較的満足度が高くなっています。また、知的障害のある人の利用意向が高くなっています。

図表3.4.3 生活介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	285	283	300	312	315	339
利用延日数（人日／月）	5,700	5,590	6,000	6,098	6,300	6,458

図表3.4.4 生活介護事業所（平成25年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）
市内事業所	ぬくもりの家	40	9,011
	ぬくもりの郷	20	3,275
	ぬくもりワークス	45	9,341
	まるくてワークス	60	11,172
	ポテトハウス	30	4,610
	ぽてと ²	6	241
	ハルナ	50	5,832
	ラニハルナ	30	3,032
	こだわりの店ロゼ	10	1,406
	樹庵	10	754
	angel-A	20	1,385
	市内計	321	50,059
	市外事業所（42か所）		
県外事業所（4か所）			1,028
合 計			73,116

◆サービスの見込量

生活介護の利用者数は、第3期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の希望等を勘案して算定しました。

図表3.4.5 生活介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	358	365	370
利用延日数（人日／月）	7,160	7,300	7,400

◆見込量の確保策

平成27年度および平成29年度に予定されている事業所の開設による定員増のほか、市外の事業所の利用等広域的な対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年6か月（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）と定められています。

◆現状と課題

平成25年度の利用者数は1人／月、利用延日数は17人日／月となっています。利用事業所は名古屋市総合リハビリテーションセンターです。市内に事業所はありません。

図表3.4.6 自立訓練（機能訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	1	0	1	1	1	2
利用延日数（人日／月）	5	0	5	17	5	19

◆サービスの見込量

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、第3期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表3.4.7 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	10	10	10

◆見込量の確保策

市内に事業所はありませんが、市外の事業所の活用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつおよび食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間が2年間（長期入院またはこれに類する事由のある場合は3年間）と定められています。

◆現状と課題

平成25年度の利用者数は8人／月、利用延日数は164人日／月となっています。利用者数、利用延日数ともに計画を上回っています。利用事業所は4事業所です。

図表3.4.8 自立訓練（生活訓練）の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	3	5	3	8	4	4
利用延日数（人日／月）	60	134	60	164	80	82

◆サービスの見込量

自立訓練（生活訓練）の利用者数は、第3期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表3.4.9 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	3	3	3
利用延日数（人日／月）	63	63	63

◆見込量の確保策

市内に1事業所しかないため、市外の事業所の活用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

(4) 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

就労移行支援事業は、標準利用期間は2年間（資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間）と定められています。

◆現状と課題

平成25年度の利用者数は30人／月、利用延日数は440人日／月となっています。利用者数、利用延日数ともに計画を下回っています。平成26年度10月現在の市内事業所は3事業所です。

アンケート結果によると、精神障害のある人の利用意向が高くなっています。また、利用者の約2割がサービスに不満があると回答しています。

図表3.4.10 就労移行支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	54	50	36	30	34	32
利用延日数（人日／月）	920	902	610	440	580	523

図表3.4.11 就労移行支援事業所（平成25年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）
市内事業所	まるくてワークス	12	357
	つばめのす	6	226
	アイエスエフネットライフ安城	20	1,347
	就労支援センターくるくる	16	1,830
	市内計	54	3,760
市外事業所（10か所）			1,517
合 計			5,277

◆サービスの見込量

就労移行支援の利用者数は、第3期計画期間の実績、社会資源の状況および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表3.4.12 就労移行支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	39	46	53
利用延日数（人日／月）	663	782	901

◆見込量の確保策

平成25年度と平成26年度に市内の事業所が各1事業所閉所し、2事業所となったため、市外の事業所の利用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

(5) 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

この3年間に多くの事業所が参入したため、実績は、計画を大きく上回っています。市内の事業所は平成23年度の3事業所から平成26年度は8事業所に増加し、定員は140人となっています。また、市外の事業所も多く利用されています。

事業所が増加する一方、アンケート結果ではサービスに不満と回答する人も比較的多いことから、質の確保を図っていく必要があります。

図表3.4.13 就労継続支援A型の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	47	63	48	88	50	106
利用延日数（人日／月）	940	1,207	960	1,667	990	2,001

図表3.4.14 就労継続支援A型事業所（平成25年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）
市内事業所	さくら会	10	698
	ジョブファミリー	20	3,240
	ひまわり	20	1,778
	くれよん	20	4,550
	アイエスエフネットライフ安城	10	190
	サルビア	20	4,133
	市内計	100	14,589
市外事業所（19か所）			5,418
合 計			20,007

◆サービスの見込量

就労継続支援A型の利用者数は、第3期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表3.4.15 就労継続支援A型の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	118	130	142
利用延日数（人日／月）	2,242	2,470	2,698

◆見込量の確保策

平成26年度に市内に2事業所が開設し8事業所となり、また、近隣市の事業所も増加しているため、必要なサービス利用量の確保が見込まれます。

(6) 就労継続支援B型

障害のある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

利用者数、利用延日数ともに計画を大きく上回っています。市内の事業所は6事業所、定員は110人となっています。また、市外の事業所も多数利用されています。

アンケート結果によると、知的障害や精神障害のある人の利用意向が高くなっています。引き続き、利用の増加に対応したサービス量の確保が必要です。

図表3.4.16 就労継続支援B型の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	70	80	95	110	100	129
利用延日数(人日/月)	1,040	1,164	1,460	1,683	1,550	2,042

図表3.4.17 就労継続支援B型事業所(平成25年度分)

区 分		定員(人)	利用日数(人)
市内事業所	ぶなの木工房	20	4,694
	ラニハルナ	10	1,519
	さくら会	20	1,843
	アイエスエフネットライフ安城	20	264
	ぬくもりワークス	15	3,386
	安城市虹の家	25	4,241
	市内計	110	15,947
市外事業所(20か所)			4,252
合 計			20,199

◆サービスの見込量

就労継続支援B型の利用者数は、第3期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の希望等を勘案して算定しました。

図表3.4.18 就労継続支援B型の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	145	158	175
利用延日数(人日/月)	2,320	2,528	2,800

◆見込量の確保策

市内で平成28年度に開設が予定されている事業所や、近隣市の事業所の利用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

(7) 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活の世話等を行うサービスです。

◆現状と課題

療養介護の利用者数は4人/月で推移していますが、長期入院中の重度の障害のある人が継続して利用しています。

図表3.4.19 療養介護の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	4	4	4	4	4	4

◆サービスの見込量

療養介護の利用者数は、サービス利用の対象が、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害のある人等であるため、第3期計画期間と同程度の利用者数と算定しました。

図表3.4.20 療養介護の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	4	4	4
利用延日数(人日/月)	122	122	122

◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、市外の事業を実施する医療機関と広域的な連携を行い、適切なサービス支給に努めます。

(8) 短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護等の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

平成25年度は利用者数、利用延日数ともに計画を下回っています。市内事業所は4事業所です。

アンケート結果によると、知的障害のある人や障害のある児童の利用意向が高くなっていますが、医療的ケアが必要な重度の障害のある児童が利用できる事業所は少なく、更なる整備を促進していく必要があります。

図表3.4.21 短期入所の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	65	55	80	47	90	64
利用延日数 (人日/月)	215	186	260	175	290	245

図表3.4.22 市内の短期入所提供事業所（平成26年4月現在）

名 称	障害の種類
めだくらぶ	身体、知的、障害児、精神
ほっとみるく	身体、知的、障害児
ハルナ	身体、知的、障害児、精神
ぬくもりの郷	知的

◆サービスの見込量

短期入所の利用者数は、第3期計画期間の実績およびアンケート結果のサービス利用意向が高いことを参考にして算定しました。

図表3.4.23 短期入所の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 者 数 (人/月)	68	72	76
利用延日数 (人日/月)	272	288	304

◆見込量の確保策

平成28年度までに、市内に2事業所の開設が予定されていますが、各事業所へ更に施設整備を働きかけ、増加するサービス量の確保に努めます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつまたは食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成26年4月1日から、共同生活援助に一元化されました。

◆現状と課題

平成25年度のグループホーム利用者数は68人／月となっており、計画を5人下回っています。平成25年度末現在、市内に13ホーム（定員68人）があります。

アンケート結果によると、知的障害のある人の利用意向が高くなっています。また、地域生活への移行、親からの自立、障害のある人の高齢化や家族の高齢化といった課題に対応するため、障害特性を踏まえながら、さらなる整備を促進していく必要があります。

図表3.4.24 グループホーム利用者数の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数（人／月）	54	56	73	68	80	82

図表3.4.25 グループホーム事業所別利用状況

区 分	事 業 所 名	定 員（人）	利 用 者 数（人）		
			平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
グ ル ー プ ホ ー ム	フルハウス	5	5	5	5
	めろんばん	4	3	3	3
	ホームぬくもり	4	4	4	4
	こやまホーム	5	5	5	5
	ぬくもりの郷Ⅰ	7	—	—	7
	ぬくもりの郷Ⅱ	6	—	—	6
	ホームふるい	5	4	4	4
	ホームよこやま	4	4	4	3
	ホーム小川	5	5	5	5
	ホームいずみ	7	—	—	7
	ケアホーム若葉ハルナ	6	5	5	5
	めだかの子	5	5	5	5
	めだかの子「わかみや」	5	—	—	4
小 計	68	40	40	63	
市外事業所（12か所）		15	18	15	
合 計		55	58	78	

◆サービスの見込量

利用者数は、第3期計画期間の実績および福祉施設からの地域生活への移行、精神科病院からの退院等の新たな利用者等を勘案して算定しました。

図表3.4.26 グループホームの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	100	110	120

◆見込量の確保策

国県および市の施設整備補助制度について啓発を行い、更なる整備を促進することにより、増加するサービス量の確保に努めます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

施設入所支援の利用者数の実績は、計画より多い人数で推移しています。平成25年度末現在、市内の施設入所支援事業所に22人、市外の事業所に74人が入所しています。地域生活への移行により入所者数を削減するため、グループホームの整備や障害のある人が地域で生活することへの理解促進が必要です。

図表3.4.27 施設入所支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	91	98	90	97	89	94

図表3.4.28 施設入所支援事業所別利用内訳(平成26年3月)

区 分	事 業 所 名	障害の種類	定員(人)	入所者数(人)
市内事業所	ハルナ	身体、知的、精神	50	22
市外事業所	市外26か所、県外4か所			74
合 計				96

◆サービスの見込量

国の基本指針に基づく数値目標に準じて、見込量を定めました。

図表3.4.29 施設入所支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/月)	94	93	92

◆見込量の確保策

地域生活への移行の推進により、必要なサービス量の減少が見込まれるが、今後も市内事業所および市外事業所の利用等広域的な対応により、適切なサービス支給に努めます。

4 相談支援

障害のある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直し、地域移行支援は入所している障害のある人または入院している精神に障害のある人の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等において単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行うサービスです。

◆現状と課題

計画相談支援については、市独自の助成制度を設けたこともあり、事業者の参入が促進され、実績が計画を大きく上回っています。本計画期間においても、着実にサービス等利用計画の作成が行われるよう、引き続き助成を行っていく必要があります。

地域移行支援・地域定着支援の利用実績はなく、平成26年10月現在、市内に事業を行える指定一般相談支援事業所はありません。

図表3.4.30 相談支援の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計画相談支援(人/月)	17	16	30	130	40	170
地域移行支援(人/月)	3	0	3	0	3	0
地域定着支援(人/月)	7	0	7	0	8	0

図表3.4.31 相談支援事業所（平成26年5月現在）

名 称	
ふれあいサービスセンター	ぼてっち
ひだまり	相談支援事業所マリーナ
ぬくもりの家	グッド相談支援事業
ぬくもりワークス	コープあいち福祉サービス安城
まるくてワークス	Root of holy

◆サービスの見込量

今後の障害福祉サービス支給決定者数の推計および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表3.4.32 相談支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援（人／月）	156	167	179
地域移行支援（人／月）	0	2	3
地域定着支援（人／月）	0	4	6

◆見込量の確保策

計画相談支援については、今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所が市内にないため、各事業所へ事業の指定を受けるよう働きかけます。

第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表 3.5.1 本市が実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	日常生活支援	訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業 その他日常生活支援事業
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 文化芸術活動振興事業 点字・声の広報等発行事業 自動車運転免許取得・改造助成事業
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業
	就業・就労支援	更生訓練費支給事業 知的障害者職親委託事業 その他就業・就労支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

◆現状と課題

町内会・福祉委員会・自主防災会・学校等において、災害時要援護者サポート研修を開催しています。

図表 3.5.2 理解促進研修・啓発事業の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	9	10

◆サービスの見込量

引き続き、毎年度10回程度の研修を実施します。

図表 3.5.3 理解促進研修・啓発事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

災害時要援護者サポート研修を実施します。災害時における障害のある人への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行い、地域社会での支援や障害のある人への理解について啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

◆現状と課題

精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害のある人とその家族を対象にふれあいの場を設け、他の障害のある人等との交流を通じ自立の促進を図っています。

図表3.5.4 自発的活動事業の実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	—	10	10

◆サービスの見込量

引き続き、毎年度10回程度の開催とします。

図表3.5.5 自発的活動事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

精神障害のある人やその家族を対象としたふれあいの場を設け、同じ障害のある人の交流や、悩みに対する相談、アドバイス等を行います。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

◆現状と課題

相談支援事業は、社会福祉協議会に委託して実施しています。障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っています。

図表3.5.6 相談支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆サービスの見込量

相談支援事業は、本計画期間も1か所で実施します。

図表3.5.7 相談支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

障害のある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置する等、相談支援の充実に努めます。また、障害のある人への虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。

ふれあいサービスセンターに設置された基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

障害のある人が、市営住宅へ単身入居する場合に、その資格認定に必要な意見書を発行します。

(4) 成年後見制度

知的障害のある人または精神障害のある人について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

◆現状と課題

第3期計画期間における実績は、毎年度1件で推移しています。アンケート結果によると、成年後見制度について精神障害のある人の認知度は低く、また、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の認知度は50%を下回っています。成年後見制度は、認知症高齢者施策とあわせて、今後重要なものとなってくることから、周知を図っていく必要があります。

図表3.5.8 成年後見制度利用支援事業の第3期計画と実績 (単位：件)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 件 数	2	1	2	1	2	1

◆サービスの見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、急激な増加はないと考えられることから、毎年度2件の利用と見込みました。

図表3.5.9 成年後見制度利用支援事業の見込量 (単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利 用 件 数	2	2	2

◆見込量の確保策

権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または成年後見支援事業につなげ、家族の状況に応じては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業により対応します。

また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

◆現状と課題

手話通訳者派遣事業は年 250～260 回で推移しており、ほぼ計画どおりです。要約筆記者派遣事業は増加傾向にあり、計画を上回っており、人材の養成・確保が課題となります。

意思疎通支援事業については、障害者総合支援法により、県と市の役割が明確化され、必須事業の一つとされました。また、多様な伝達方法、場面が考えられることから、事業内容の見直しを行い、幅広いサービスとして強化していく必要があります。

図表3.5.10 意思疎通支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数(回/年)	260	261	260	247	260	249
要約筆記者派遣事業利用者数(回/年)	50	60	50	73	50	77

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、手話通訳者派遣事業は今後も同程度の利用者数とし、要約筆記者派遣事業は増加していくと見込みました。

図表3.5.11 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数（回／年）	260	260	260
要約筆記者派遣事業利用者数（回／年）	80	82	84

◆見込量の確保策

意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進し、人材の養成・確保を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

障害のある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆現状と課題

全般的に計画をやや下回る実績となっています。給付対象者のニーズおよび用具の性能向上等を考慮した、対象品目や基準額等の見直しが課題です。

図表3.5.12 日常生活用具給付件数の第3期計画と実績 (単位：件／年)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	12	8	12	14	13	5
自立生活支援用具	28	29	29	28	30	26
在宅療養等支援用具	34	35	35	30	36	29
情報・意思疎通支援用具	23	19	24	17	25	22
排泄管理支援用具	2,600	2,353	2,700	2,628	2,800	2,622
住 宅 改 修	6	6	6	5	6	3

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、各種用具の見込量は次のとおりとします。

図表3.5.13 日常生活用具給付件数の見込量 (単位：件／年)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	9	9	10
自立生活支援用具	27	28	28
在宅療養等支援用具	31	31	32
情報・意思疎通支援用具	19	20	20
排泄管理支援用具	2,650	2,680	2,710
住 宅 改 修	5	5	5

◆見込量の確保策

障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたサービスです。

◆現状と課題

社会福祉協議会において研修事業として入門課程と基礎課程を隔年で開催してきましたが、平成25年度から市町村地域生活支援事業の必須事業となり、市事業として社会福祉協議会に委託して実施しています。なお、平成27年度から入門と基礎を統合した課程に変更されるため、平成25年度は入門と基礎の両課程を、平成26年度は基礎課程のみを開催しました。

意思疎通支援についての理解を促進し、より多くの人々が受講することにより、手話ができる人を増やしていく必要があります。

図表3.5.14 手話奉仕員養成研修事業の第3期計画と実績

区 分	課 程	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
受講修了者数(人／年)	入 門	—	9	—	15	—	—
	基 礎	—	—	—	15	—	17

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、今後も同程度の修了者数を見込みます。

図表3.5.15 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受講修了者数（人／年）	16	17	18

◆見込量の確保策

市及び社会福祉協議会の広報紙等で意思疎通支援についての啓発を行い、養成研修開催の周知に努めるとともに、障害者団体との連携により推進します。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人および児童について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とするサービスです。

◆現状と課題

計画をやや下回っていますが、年ごとに事業所数、利用者数、利用延時間は増加する傾向にあります。また、アンケート結果によると、知的障害のある人、障害のある児童の利用意向が高くなっており、利用の増加に応じた提供体制の確保が必要です。

図表3.5.16 移動支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	32	29	33	31	34	32
利用者数（人／月）	—	175	—	193	—	203
利用延時間（時間／月）	17,500	1,464	18,700	1,528	20,000	1,619

◆サービスの見込量

移動支援は、第3期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表3.5.17 移動支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数（か所）	33	34	35
利用者数（人／月）	212	220	228
利用延時間（時間／月）	1,696	1,760	1,824

◆見込量の確保策

障害のある人のニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

◆現状と課題

平成25年度までは桜井福祉センター内にある身障デイサービスセンターを地域活動支援センター事業としていましたが、平成26年度から生活介護事業に変更し、新たに精神障害のある人等を対象とした地域活動支援センター「陽なた」を開所し、これを地域活動支援センター事業としています。

平成26年度の利用見込みは90人です。

図表3.5.18 地域活動支援センターの第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	28	28	28	34	28	90

(注) 平成25年度までは身障デイサービスセンターの利用実績

◆サービスの見込量

平成26年度の利用状況を参考に算定しています。

図表3.5.19 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	1	1	1
利用者数(人)	100	110	120

◆見込量の確保策

地域活動支援センターにおいて、障害のある人等の日常生活や社会参加の支援を行うほか、相談の充実を図ります。

2 任意事業

(1) 日常生活支援

① 訪問入浴サービス

家庭において入浴することができない重度の身体障害のある人の各家庭へ訪問入浴車を派遣して入浴サービスを実施することにより、利用者の健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的とするサービスです。

◆現状と課題

利用者数の実績は計画を上回っています。利用者の増加に対応するため、新規事業者の参入促進が課題です。

図表 3. 5. 20 訪問入浴事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	—	5	—	6	—	5
利用者数(人/月)	11	16	12	20	13	21
利用延回数(回/月)	—	95	—	133	—	129

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、緩やかに増加すると見込みました。

図表 3. 5. 21 訪問入浴事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	5	5	6
利用者数(人/月)	22	23	24
利用延回数(回/月)	132	138	144

◆見込量の確保策

新たな事業所の参入を促進し、増加するサービス量の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

障害のある人および児童の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

◆現状と課題

利用者数は増加傾向にあり、特に3事業所が増えた平成25年度に大幅に増加しました。平成26年度には事業所は減少しましたが、利用者は増加しています。アンケート結果から、知的障害のある人、障害のある児童の利用意向が高く、今後も利用は増加すると予測されます。

図表3.5.22 日中一時支援事業の第3期計画と実績

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	—	32	—	35	—	32
利用者数(人/月)	—	194	—	225	—	246
利用延日数(人日/月)	14,000	1,200	15,500	1,277	17,000	1,402

◆サービスの見込量

日中一時支援は、第3期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表3.5.23 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数(か所)	33	34	35
利用者数(人/月)	254	262	270
利用延日数(人日/月)	1,524	1,572	1,620

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

(2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次のような事業を実施しています。

図表3.5.24 その他の任意事業の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
就労相談員設置事業	相談員数(人)	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	4	3	10
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数(人/年)	5	3	3
障害者社会参加支援事業(講座型)	利用者数(人/年)	2,560	2,409	2,480
更生訓練費支給事業		実施	実施	実施
身体障害者社会参加促進事業		実施	実施	実施
知的障害者職親委託制度		実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業		実施	実施	実施
生活サポート事業		実施	実施	実施
心身障害者ふれあい促進事業		実施	実施	実施

◆サービスの見込量

就労相談員設置事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得費助成事業、障害者社会参加支援事業(講座型)については、第3期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表3.5.25 その他の任意事業の見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労相談員設置事業	相談員数(人)	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	5	5	5
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数(人/年)	5	5	5
障害者社会参加支援事業(講座型)	利用者数(人/年)	2,520	2,560	2,600
更生訓練費支給事業		継続	継続	継続
身体障害者社会参加促進事業		継続	継続	継続
知的障害者職親委託制度		継続	継続	継続
点字・声の広報等発行事業		継続	継続	継続
生活サポート事業		継続	継続	継続
心身障害者ふれあい促進事業		継続	継続	継続

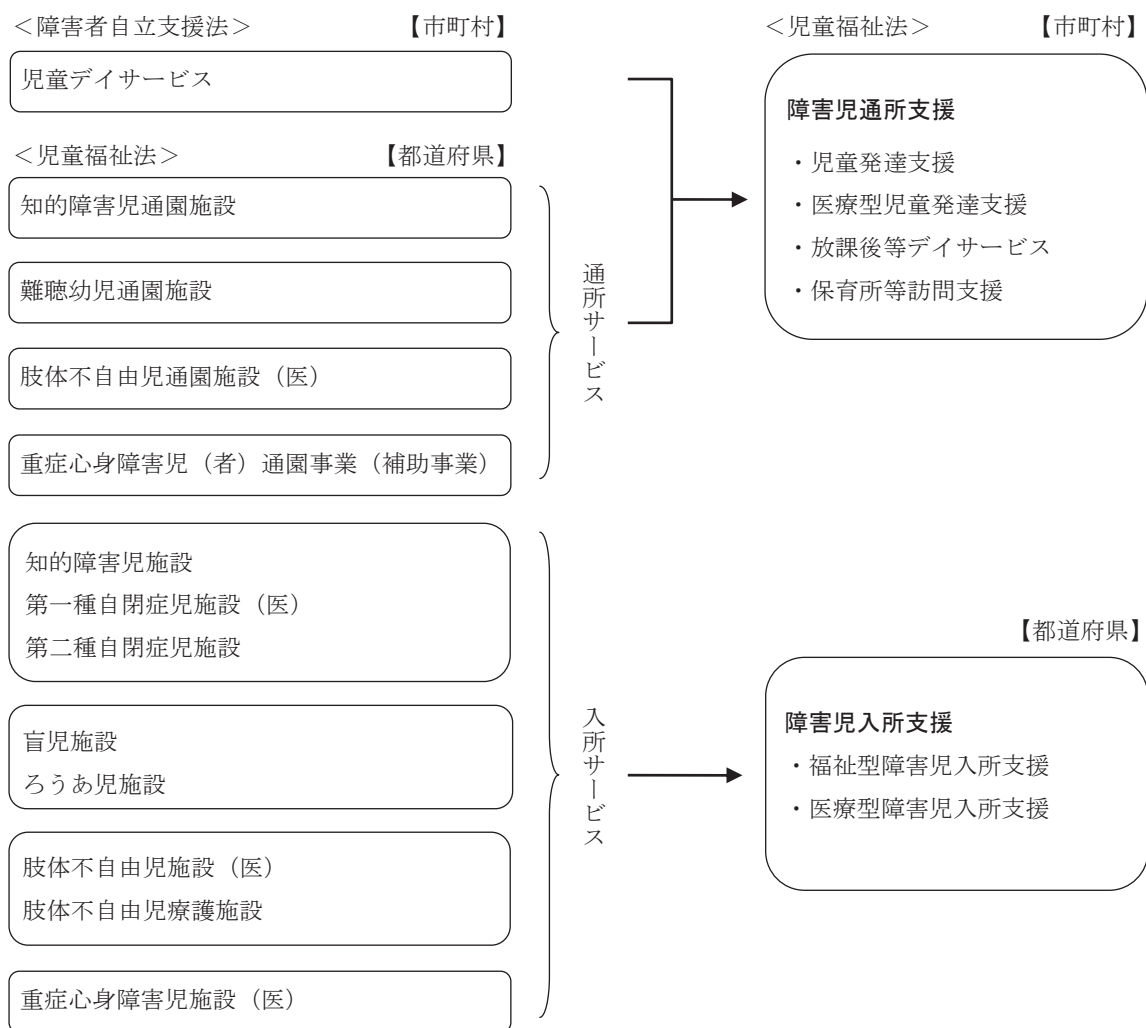
◆見込量の確保策

就労、余暇活動等社会参加に必要な事業であり、必要なサービスの提供に努めます。

第6章 障害児支援

平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援*等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

図表3.6.1 障害児施設・事業の一元化イメージ



(注) (医) とあるのは、医療の提供を行っているもの。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

平成25年度のサルビア学園の定員増等により、利用児童数は増加しています。利用児童数の増加、サルビア学園の老朽化、相談体制の充実等の課題があります。

図表 3.6.2 児童発達支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用児童数（人／月）	45	59	65
利用延日数（人日／月）	707	904	941

図表 3.6.3 児童発達支援事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）
市内事業所	サルビア学園	40	9,345
	さくらんぼ	10	60
	まめびよクラブ	10	1,080
	市内計	60	10,485
市外事業所（5か所）			362
合 計			10,847

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、今後も緩やかに増加すると見込みました。

図表 3.6.4 児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	66	68	70
利用延日数（人日／月）	951	968	985

◆見込量の確保策

重点施策の「療育体制の充実」で早期療育体制の充実を重要課題のひとつとしており、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備を視野において取り組んでいきます。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

◆現状と課題

平成26年度は1人が、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園を利用しています。

図表3.6.5 医療型児童発達支援の利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用児童数（人／月）	1	2	1
利用延日数（人日／月）	6	9	1

◆サービスの見込量

第3期計画期間の実績から、今後も同程度の利用があると見込みました。

図表3.6.6 医療型児童発達支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	4	4	4

◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、今後も市外の事業所の活用により必要なサービス確保に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童が、授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等に通り、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。

◆現状と課題

毎年度大幅な増加となっています。アンケート結果においても、非常に高い利用意向を示しており、今後も増加が続くと考えられることから、サービス量の確保が必要です。

図表3.6.7 放課後等デイサービスの利用実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込み）
利用児童数（人／月）	99	134	177
利用延日数（人日／月）	773	1,037	1,388

図表3.6.8 放課後等デイサービス事業所別利用状況（平成25年度分）

区 分	定員（人）	利用日数（日）	
市内事業所	障害者職業支援センターくるくる	10	1,563
	大地	10	796
	Happy very	10	2,142
	キッズデイ 杉の子	10	2,396
	さくらんぼ	10	1,268
	ぴよランド	10	1,889
	COCO ランド	10	1,564
	ドリーム	10	383
	市内計	80	12,001
市外事業所（12か所）		438	
合 計		12,439	

◆サービスの見込量

放課後等デイサービスは、アンケート調査の結果からサービスの利用意向が高く、第3期計画期間の実績が大幅に増加していることを参考として算定しました。

図表3.6.9 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	200	212	224
利用延日数（人日／月）	1,600	1,696	1,792

◆見込量の確保策

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者に新規参入、事業拡大等を働きかけ、必要なサービス量を確保します。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通い、専門的な支援が必要と認められる障害のある児童に対し、保育所等を訪問して、集団生活への適応のために必要な支援を行います。

◆現状と課題

第3期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、障害児通所支援全体の利用者数は大幅に伸びているため、今後は保育所等訪問支援の利用が見込まれます。

図表 3. 6. 10 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用児童数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	1	1	1

2 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価および計画の見直し等を行うサービスです。

◆現状と課題

平成27年3月末までに、障害福祉サービス等を利用するすべての障害のある児童について、障害児支援利用計画を作成しています。今計画期間は、利用者の適切なサービス利用のため、新規およびサービス内容に変更がある利用者の計画作成や、サービス利用期間中のモニタリング（計画の見直し）を行います。

図表 3. 6. 11 障害児相談支援の利用実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込み）
利用児童数（人／月）	6	57	84

◆サービスの見込量

障害児通所支援のサービス支給決定者数の推計を参考として算出しました。

図表 3. 6. 12 障害児相談支援の見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用児童数（人／月）	67	72	77

◆見込量の確保策

今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。また、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて、更なる充実を図ります。